実証事業、地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業に限る。）及び戦略産業支援のための基盤整備事業に係るものに限る。）」に、「中小企業経営支援等対策費補助金（グローバル技術連携支援事業、グローバル農商工連携推進事業、ものづくり中小企業・小規模事業者等新事業創造促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業に限る。）、地域産業資源活用支援事業、地域商業自立促進事業、中小企業・小規模事業者連携促進支援事業、中心市街地再興戦略事業、農業成長産業化実証事業及び先端農業産業化システム実証事業に係るものに限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（グローバル技術連携支援事業、グローバル農商工連携推進事業、ものづくり中小企業・小規模事業者等新事業創造促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業に限る。）、地域産業資源活用支援事業、地域商業自立促進事業、中小企業・小規模事業者連携促進支援事業、中心市街地再興戦略事業、農業成長産業化実証事業、先端農業産業化システム実証事業及びふるさと名物応援事業に係るものに限る。）」に、「福島原子力事故影響対策特別交付金（研究開発に係るものを除く。）」を「福島原子力事故影響対策特別交付金（研究開発に係るものを除く。）」に改める。

別表一構築物の項中、

屋外掲示板	
主としてコンクリート造又は石造のもの	三〇
主として金属造りのもの	二〇
その他のもの	一〇

を

屋外掲示板	
主としてコンクリート造又は石造のもの	三〇
主として金属造りのもの	二〇
その他のもの	一〇
農林業用のもの	
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	一四
果樹棚又はホップ棚	一七
その他のもの	一四
主として金属造のもの	一七
主として木造のもの	一五
土管を主としたもの	一〇
その他のもの	八
広告用のもの	二〇
金属造のもの	一〇
その他のもの	

に改める。

別表一の機械及び装置の項中、

食料品製造業用設備				一〇
繊維工業用設備				七
その他の設備				八
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備				一一
家具又は装備品製造業用設備				一一
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備				一二
化学工業用設備				一二
その他の設備				八
石油製品又は石炭製品製造業用設備				七
プラスチック製品製造業用設備				八
ゴム製品製造業用設備				九
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備				九
窯業又は土石製品製造業用設備				九
鉄鋼業用設備				
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備				五
その他の設備				一四
金属製品製造業用設備				
その他の設備				一〇
生産用機械器具（物の生産の用に供される物をいう。）製造業用設備				九
金属加工機械製造設備				
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備				七
その他の製造業用設備				九
林業用設備				五
総合工事業用設備				五
電気業用設備				六
電気業用水力発電設備				二二
その他の水力発電設備				二〇
汽力発電設備				一五
内燃力又はガスタービン発電設備				一五
ガス業用設備				一〇
製造用設備				二二
供給用設備				一三
鋳鉄製導管				一三
鋳鉄製導管以外の導管				一五
需要者用計量器				一五
その他の設備				一五

を

化学工業用設備				八
その他の設備				七
石油製品又は石炭製品製造業用設備				八
プラスチック製品製造業用設備				九
ゴム製品製造業用設備				九
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備				九
窯業又は土石製品製造業用設備				九
鉄鋼業用設備				
表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備				五
その他の設備				一四
金属製品製造業用設備				
その他の設備				一〇
生産用機械器具（物の生産の用に供される物をいう。）製造業用設備				九
金属加工機械製造設備				
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備				七
その他の製造業用設備				九
農業用設備				七
林業用設備				五
漁業用設備（水産養殖業用設備を除く。）				七
水産養殖業用設備				五
総合工事業用設備				五
電気業用設備				六
電気業用水力発電設備				二二
その他の水力発電設備				二〇
汽力発電設備				一五
内燃力又はガスタービン発電設備				一五
ガス業用設備				一〇
製造用設備				二二
供給用設備				一三
鋳鉄製導管				一三
鋳鉄製導管以外の導管				一五

に改める。